

リフレッシュ テニスクラブ 規約

〈 総 則 〉

- 第1条 【名称】 本会は「リフレッシュ テニスクラブ (REFRESHED TENNIS CLUB)」と称します。
- 第2条 【活動場所】 仙台市営の川内庭球場、その他に評定河原公園庭球場、青葉山公園庭球場を使用。
- 第3条 【目的】 ① テニスを楽しくプレイすること。② 会員相互の友好と健康増進を図ること。
「モットー」 「自由で明るく楽しいテニス」「互いに協力し合う自由な個人の集まり」です。
- 第4条 【活動内容】 ウォームアップ後、ゲームを楽しみます。【活動内容】の詳細は細則で定めます。
- 第5条 【役員】 クラブ運営上の実務は有志によって分担します。【実務内容】は細則で定めます。
- 第6条 【入会資格】 ① 本会の規約に同意頂けること。
② 一般的なマナー、協調性を有すること。
③ 本会の運営に協力して頂けること。
- 第7条 【入会/休退会】 入会にあたっては所定の様式（入会届）により届け出るものとします。
休会/退会にあたっては希望月の1ヶ月前までに会計担当者に伝えること。
休退会希望月の前月の会費までは支払って頂くものとします。
休会の理由は原則〈健康上の理由〉に限ることとします。
3ヶ月間参加がなく、且つ連絡がない場合は退会扱いとします。（休会中も同様）
規約違反、活動の妨げ、会員へ著しい迷惑をかけた場合等は退会頂く事があります。
- 第8条 【議決】 本会の改善/維持などに関わる重要案件は会員全員の協議および投票により決めるものとします。（2/3以上の同意で議事が成立）
- 第9条 【会費/参加費】 ①会 員：月1,500円 月末の最終活動日までに会計担当者に支払うこと。
②ビジター：1回500円 1回毎の飛び入り参加（何度でも参加可）とします。
③体験参加：入会希望者は初回のみ未入会でも無料。参加後、入会意思を確認。
④臨時参加：コートの有効利用の為に臨時参加頂く支援者は無料とします。(1名のみ)
- 第10条 【決算】 会計担当者は月末に決算を行い、会計報告で会員からの承認を得るものとします。
月末の繰越金額は1ヶ月分の会費収入合計額を上限として運用、これを超過した場合は月会費を減額して還付します。
- 第11条 【事故/けが】 活動中の事故/けがの補償は自己責任とします。（団体としての保険加入はなし）
当会内でのトラブルは一切関知せず、いかなる責任も負わないものとしたします。
- 第12条 【個人情報】 会員の個人情報は本会の活動以外では使用しないこと。

〈 細 則 〉

- 【活動内容】 日 時：毎週月・水・金曜日のam 10:00～12:00（確保出来ない場合 12:00～14:00など）
コート：川内庭球場、川内がとれない場合は評定河原庭球場 or 青葉山公園庭球場
面 数：通常 2面。確保出来ない場合は1面（2 or 3 h）または他の曜日 or 休回。
予約順は、①月・水・金の2面・2時間 ⇒ ②月・水・金の1面・2 or 3時間
⇒ ③火・木曜日 or 休回、とする。但し月間総予約時間は予算内とする。
参加連絡：会員は参加の有無を当日の朝までに〈出欠事前通知〉に書込むこと。